

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第59号**

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
	<u>（市町村の責務）</u> 第6条 市町村は、地域の実情に応じた環境美化施策を策定し、これを実施するものとする。 2 市町村は、必要な場所に空き缶等を回収するごみ容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
<u>（県の責務）</u> 第6条 略	<u>（県の責務）</u> 第7条 略
<u>（投棄の禁止）</u> 第7条 略	<u>（投棄の禁止）</u> 第8条 略
<u>（推進体制の整備）</u> 第8条 略	<u>（推進体制の整備）</u> 第9条 略
<u>（環境美化促進地区の指定）</u> 第9条 略	<u>（環境美化促進地区の指定）</u> 第10条 略
<u>（環境美化促進計画）</u> 第10条 略	<u>（環境美化促進計画）</u> 第11条 略
<u>（環境美化指導員）</u> 第11条 略	<u>（環境美化指導員）</u> 第12条 略
	<u>（事業者等に対する助言等）</u> 第13条 市町村長は、事業者及び土地占有者等に対し

<p>(環境美化促進月間) 第12条 略</p>	<p>て、環境美化の促進のために必要な助言又は指導を行うことができる。 2 知事は、指定地区内の事業者及び土地占有者等が、前項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。</p> <p>(環境美化促進月間) 第14条 略</p> <p>2 県及び市町村は、環境美化促進月間中にその趣旨にふさわしい事業を行うものとする。</p>
<p>(適用除外) 第13条 この条例の規定は、米子市の区域については、適用しない。</p>	<p>(市町村条例との関係) 第15条 この条例の規定は、市町村が、空き缶等の散乱防止、清掃その他の環境美化の促進に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p>
<p>(委任) 第14条 略</p>	<p>(委任) 第16条 略</p>
<p>(罰則) 第15条 指定地区内において第7条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第17条 指定地区内において第8条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの間にした違反行為(米子市の区域においてした改正前の鳥取県環境美化の促進に関する条例(以下「旧条例」という。)第8条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)に対しては、旧条例第17条の規定は、適用しない。
- 3 平成19年6月30日までの間にした違反行為に対する旧条例第17条の規定の適用については、なお従前の例による。